

# 一般社団法人山口県社会福祉士会

## スクールソーシャルワーク委員会会員の募集について

一般社団法人山口県社会福祉士会（以下、「本会」という。）では、社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利を擁護するため、スクールソーシャルワークに関する事業を行うため、公益事業部にスクールソーシャルワーク委員会（以下、「当委員会」という。）を設置しています。

当委員会は、本会所属の正会員で、現に、スクールソーシャルワーカーとして活動している方を募集しています。

### 1 入会のメリット

- （1）研修や勉強会など、当委員会会員価格で受講することができます。
- （2）SSWの資質向上のための研修や勉強会の情報提供を得ることができます。
- （3）スクールソーシャルワーカーとして従事している仲間との相互交流の機会が得られます。
- （4）山口県内でスクールソーシャルワーカーやキャリア SW として従事している者のみで構成している山口県 SSW 連絡協議会（仮名称）に登録することができます。
  - ▶下記「山口県 SSW 連絡協議会のご案内」をご確認ください。
- （5）フードバンク山口の協力を得て、貧困家庭への支援を展開できます。
  - ▶下記「フードバンク山口 食品支援のご案内」をご確認ください。
- （6）株式会社アービングの協力を得て、貧困家庭への支援を展開できます。
  - ▶下記「「株式会社アービング」からの衣料品等の支援要請」をご確認ください。
- （7）ファミリー・リレイションシップ・アドバイザー（FRアドバイザー）に登録することができます。
  - ▶詳細は、下記「いじめ問題等対策推進体制整備事業 ファミリー・リレイションシップ・アドバイザー（FRアドバイザー）の登録について」をご確認ください。
- （8）県内のいじめ問題に関する協議会や対策委員会、調査委員会、検証委員会等に就任する機会が得られます。

### 2 入会要件

一般社団法人山口県社会福祉士会所属会員であること。

### 3 入会金・年会費

無料

## 4 申し込み方法

※2020年度にSSW委員会会員の方は、再度入会申し込みをする必要はありません。

掲載している二次元コードもしくはURLから、申込フォームにアクセスし、必要事項を入力してください。申込フォームでの受付後、ご登録いただいたメールアドレスに申込受付メールが自動返信されます。

※お預かりした個人情報は、本事業の運営目的以外では使用いたしません。

【申込フォーム URL】

<https://ws.formzu.net/dist/S33528694/>



## 5 連絡方法

本事業に関する連絡などは、お申し込みの際にご登録いただきましたメールへの連絡となります。

※yamashashikai@clock.ocn.ne.jpより送信いたします。このメールを受信できるように、予めメールソフト、スマートフォンなどの設定を行ってください。

お申し込みの際にご登録いただきましたメールは、山口県SSWメーリングリストに登録いたします。

※メーリングリストアドレス(yamaguchi-ssw@ml.yamaguchicsw.com)への返信は、メーリングリスト登録者全員に送信されます。返信の際には、この点を留意して、個人情報等注意して自己責任にて送信してください。登録者全員への送信を避けたい場合は、事務局(yamashashikai@clock.ocn.ne.jp)に返信してください。

## 6 退会の手続き

一度登録することで、毎年自動更新となります。当委員会を退会したい方は、当会事務局へ退会の申出をお願いいたします。特に様式はありませんので、メールでのお申し出ください。

ただし、本会を退会された方は、自動的に退会となります。

## 7 お問い合わせ先

〒753-0072 山口県山口市大手町9番6号 山口県社会福祉会館内

一般社団法人山口県社会福祉士会事務局 担当：吉村

TEL 083-928-6644

FAX 083-922-9915

メール yamashashikai@clock.ocn.ne.jp

H P <https://www.yamaguchicsw.com/>

# 山口県SSW連絡協議会のご案内

山口県SSW連絡協議会（仮名称）（以下、「山口県SSW連絡協議会」という。）は、山口県内でスクールソーシャルワーカーやキャリアSWとして従事している者で構成されている仲間の集まりです。

山口県SSW連絡協議会では、メーリングリスト（以下、「山口県SSWメーリングリスト」という。）を設置して、研修・勉強会の情報収集や貧困家庭への物資支援協力依頼などの相互連携などを行っています。

また、山口県SSW連絡協議会には、当委員会所属会員以外の県内SSWなども登録しているので、より多くのSSWとの交流を図ることができます。

## 1 登録要件

次のいずれかに該当する方は、登録することができます。

- ・当委員会会員（※当委員会所属会員は、自動的に登録されますので、手続きは不要です。）
- ・現に、市町教育委員会に雇用されている山口県内のスクールソーシャルワーカー
- ・現に、山口県内でキャリアSWとして従事されている者

## 2 申し込み方法

本スクールソーシャルワーク委員会会員の募集の「4 申し込み方法」に掲載している二次元コードもしくはURLから、申込フォームにアクセスし、必要事項を入力してお申し込みください。

※当委員会所属会員は、自動的に登録されますので、手続きは不要です。

## 3 登録抹消

一度登録することで、毎年自動更新となります。登録を抹消したい方は、当会事務局へ抹消の申出を直接お願いいたします。特に様式はありませんので、メールでのお申し出ください。

ただし、上記「1 登録要件」を満たさなくなった場合は、自動的に削除させていただきます。

# フードバンク山口 食品支援のご案内

NPO 法人フードバンク山口では、以下の流れで専門職やボランティアに対する食品支援をしています。原則として、「支援に食品が必要あるいは効果的でありながら食品に対する十分な予算措置のない活動」について支援しています。(一部例外あり)。

## 1 登録要件

次の方は、当会を通して登録が可能です。

- ・当委員会会員
- ・現に、市町教育委員会に雇用されている山口県内のスクールソーシャルワーカー
- ・現に、山口県内でキャンパスソーシャルワーカーとして従事されている者

## 2 申し込み方法

本スクールソーシャルワーク委員会会員の募集の「4 申し込み方法」に掲載している二次元コードもしくはURLから、申込フォームにアクセスし、必要事項を入力してお申し込みください。

## 3 登録抹消

上記「1 登録要件」に該当しなくなったものは、当会事務局より、フードバンク山口に、連絡いたします。

## 4 登録手続きから食品受け取りまでの流れ

① 本会事務局に「フードバンク山口を利用したい」とメールでご連絡ください。本会事務局から登録票と確約書（再譲渡や販売の禁止、自己責任での使用、広報の制限などについて記した）の様式をメールでお送ります。

② 登録票を本会事務局にメールでご提出ください。

③ 確約書を本会事務局に郵送でご提出ください。

④ 当会事務局より、フードバンク山口に登録票と確約書をお送ります。

⑤ 食品受け取り

1) 配布会参加

配布会は基本的に偶数月の第4日曜日および月曜日の午後に平川倉庫で行います。

登録者にはメールで日時、在庫食品などについてお知らせします。

ご希望の方には、取り置き、別日対応、配送もします。

2) 受け取り

食品を受け取り、受領書に署名をいただきます。その後の使途等の報告は不要です。

3) 緊急支援

緊急に食品が必要になった場合も対応します。

※フードバンク活動の広報にご協力いただくことがあります。

※個人への直接支援は別途ご相談ください。

# 「株式会社アービング」からの衣料品等の支援要請

株式会社アービングでは、貧困家庭への衣料品や家財等の提供支援をしています。

## 1 登録要件

次の方は、当会を通して登録が可能です。

- ・当委員会会員
- ・現に、市町教育委員会に雇用されている山口県内のスクールソーシャルワーカー
- ・現に、山口県内でキャンパスソーシャルワーカーとして従事されている者

## 2 申し込み方法

本スクールソーシャルワーク委員会会員の募集の「4 申し込み方法」に掲載している二次元コードもしくはURLから、申込フォームにアクセスし、必要事項を入力してお申し込みください。

## 3 登録抹消

上記「1 登録要件」に該当しなくなったものは、株式会社アービングからの支援を受けることはできません。

### 【登録～依頼～受け取りまでの流れ】

- ① 本会事務局に「アービングを利用したい」とメールでご連絡ください。本会事務局から確約書の様式をメールでお送ります。
- ② 確約書を本会事務局に郵送でご提出ください。
- ③ 提供支援を受けたいときは、所定の「提供依頼書」を山口県SSWメーリングリストでお送りください。  
※メール件名は「アービングからの衣料品提供のお願い」としてください。
- ④ 本会事務局が株式会社アービングと調整を行います。
- ⑤ 調整結果を、山口県SSWメーリングリストでご連絡します。※調整不可の場合もあります。
- ⑥ 依頼されたSSWが、指定された日時・場所に受け取りに行きます。
- ⑦ 支援物資を受け取られたら、山口県SSWメーリングリストで受け取り完了の連絡をしてください。
- ⑧ 本会事務局が株式会社アービングへお礼の連絡を行います。  
※活動の確認・周知を兼ねますので、山口県SSWメーリングリストを使用しています。

## いじめ問題等対策推進体制整備事業

### ファミリー・リレイションシップ・アドバイザー（FRアドバイザー）の登録について

山口県教育委員会から山口県社会福祉士会（以下、「本会」という）に、ファミリー・リレイションシップ・アドバイザー（以下、「FRアドバイザー」という）の委嘱協力依頼があり、当会よりファミリー・リレイションシップ・アドバイザー登録者を推薦することとなりました。

については、下記のとおり募集を行いますので、希望される方はお申込みください。

#### 1 趣旨

平成25年6月にいじめ防止対策推進法が公布され、本県においても、平成26年2月に策定した「山口県いじめ防止基本方針（平成29年12月改定）」に基づき、「未然防止」「早期発見・早期対応」「重大事態への対処」の視点から、より実効性のあるいじめ対策を推進することとしています。

いじめ等の問題行動については、必要に応じて、外部専門家と連携し、保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心のほか、経済的要因や虐待等、児童生徒の養育環境に起因する課題等に、適切に対応することが重要であることから、児童生徒・保護者に対して、より専門性の高い支援を行い、問題行動の早期解決を図るため、ファミリー・リレイションシップ・アドバイザー（以下、「FRアドバイザー」という。）を派遣します。

FRアドバイザーは、各分野の専門家（弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士、人権擁護委員、民生委員児童委員等）であり、県教委や「子どもと親のサポートセンター」からの依頼を受けて、国立・県立・私立・市町立の学校や保育園などへ支援を行います。

FRアドバイザーになるには、それぞれの職能団体からの推薦が必要となります。

（参考資料）  
・FR（ファミリー・リレイションシップ）アドバイザーの派遣による個別支援  
・いじめ問題等対策推進体制整備事業・支援の流れ

#### 2 実施主体 山口県教育委員会

#### 3 主な用務

##### （1）ケース会議等における対応方針に基づいた支援

養育環境等の課題解決に向け、関係部局・機関等との支援ネットワークの構築及び児童生徒・保護者への支援に当たり、指導・助言を行う。

##### （2）養育環境等に問題を抱える家庭への支援

学校が行う家庭訪問等に同行するなど、児童生徒・保護者へのアプローチを通じて、児童生徒の置かれている生活環境を把握し、対応方針の明確化、具体的な支援等について、学校と家庭の橋渡しを行うとともに、必要に応じて適切な個別支援を行う。

##### （3）その他、課題解決に必要と認められるもの

#### 4 登録要件

一般社団法人山口県社会福祉士会スクールソーシャルワーク委員会所属会員であること。

#### 5 申し込み方法及び変更

新規登録及び登録内容の変更は、本スクールソーシャルワーク委員会会員の募集の「4 申し込み方法」に掲載しているQRコードもしくはURLから、申込フォームにアクセスし、必要事項を入力してお申し込みください。

#### 6 登録の更新・変更・抹消

一度登録することで、毎年自動更新となります。

登録内容に変更が生じた場合は、隨時、更新申請をお願いいたします。

登録を抹消したい方は、当会事務局へ抹消の申出を直接お願いいたします。特に様式はありませんので、メールでのお申し出ください。

ただし、当委員会を退会された方は、自動的に削除させていただきます。

## 参考

### F R (ファミリー・リレイションシップ) アドバイザーの派遣による個別支援

#### 1 趣旨

いじめの問題等を抱える児童生徒・保護者に対し、弁護士・医師等のより専門性の高い支援を行うため、「F Rアドバイザー（ファミリー・リレイションシップ・アドバイザー）」の派遣により、児童生徒の置かれている学校での状況や生活環境等の把握を行い、保護者等への指導・支援を継続的に行う。

※ファミリー・リレイションシップ（家族の関係・結びつき）

#### 2 F Rアドバイザーについて

F Rアドバイザーは、弁護士、医師、人権擁護委員、社会福祉士、精神保健福祉士等で構成（各士会等から推薦）し、児童生徒の家庭環境への働きかけを通じて、学校と家庭との橋渡しを行う。

- ・支援を要する家庭にきめ細かくに関わることができるよう、概ね市町単位で上記の専門家をF Rアドバイザーとして、県教委が委嘱
- ・いじめの問題等により、学校が個別支援を要する家庭を認知した場合、ケース会議等による対応方針によりスクールソーシャルワーカー（S S W）によるアセスメント（状況把握・対応方針の決定等）に基づき、必要に応じて、F Rアドバイザーを派遣し、学校における支援チームと連携

#### 3 派遣方法

F Rアドバイザーの派遣が必要なケースについては、該当市町教委、又はS S Wを通じて、F Rアドバイザーに連絡し、派遣日時等を調整の上、支援等を行う。

#### 4 謝金等

謝金(1時間当たり)： 4, 700円（弁護士・医師・臨床心理士）

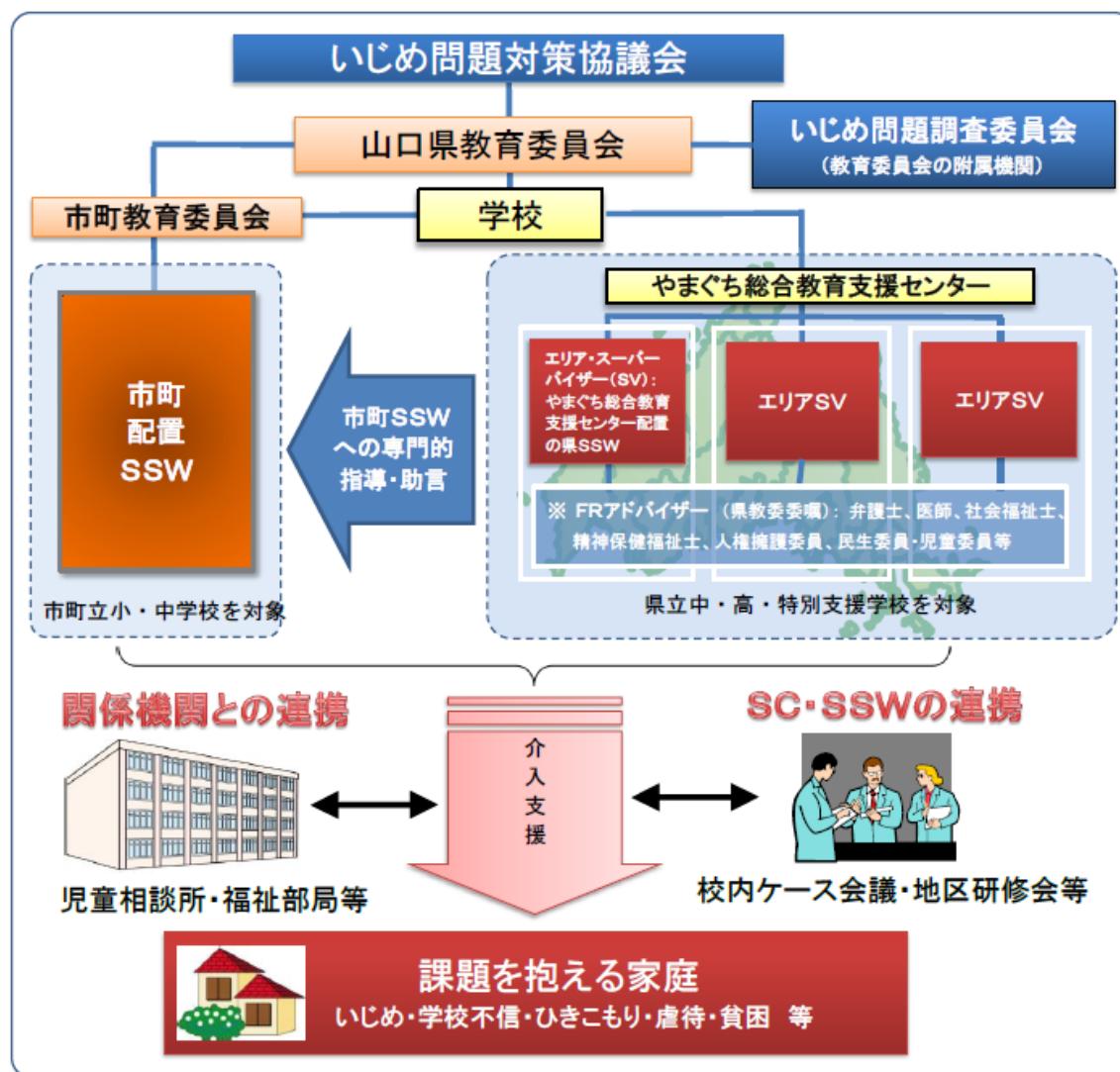
4, 000円（その他社会福祉士、精神保健福祉士等）

※ 本課で決定済みの専門家事業の単価による

旅費：実費（30円／km：本県の旅費規定による）

## 参考

### 【いじめ問題等対策推進体制整備事業】



### 【支援の流れ】

